

教 員 公 報

三重県教育委員会

四 次

- お知らせ ○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 …… 福利・給与課 1頁
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……………… 福利・給与課 2頁
○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例 ……………… 福利・給与課 19頁

お 知 ら せ

令和5年12月21日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十一月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十一号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二十二条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十二年三重県条例第六号）の一部を次のように改
正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料以外の給与) 第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 1 一 (略) 2 二 十二月 百分の百七十五	(給料以外の給与) 第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 1 一 (略) 2 二 十二月 百分の百六十五
2 (略)	2 (略)

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(給料以外の給与)	(給料以外の給与)								
<p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通常勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">一 六月</td> <td style="width: 15%;">百分の百七十</td> </tr> <tr> <td>二 十二月</td> <td>百分の百七十</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	一 六月	百分の百七十	二 十二月	百分の百七十	<p>第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通常勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">一 六月</td> <td style="width: 15%;">百分の百六十五</td> </tr> <tr> <td>二 十二月</td> <td>百分の百七十五</td> </tr> </table> <p>2 (略)</p>	一 六月	百分の百六十五	二 十二月	百分の百七十五
一 六月	百分の百七十								
二 十二月	百分の百七十								
一 六月	百分の百六十五								
二 十二月	百分の百七十五								

(略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条、第六条、第八条及び第十条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第二条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者たちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第一条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第一条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和五年十二月の期末手当から適用する。
- 3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第二条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者たちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第一条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第一条の規定に基づいて令和五年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十二月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十五号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

定める割合を乗じて得た額とする。	3 一四 (略)	3 一四 (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。	4 一六 (略) (勤勉手当)	4 一六 (略) (勤勉手当)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ことの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ことの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額	
3 一五 (略)	3 一五 (略)	3 一五 (略)

別表第一から別表第四までを次のように改める。

85	294,800	380,500	423,700	459,200	
86	295,800	381,900	424,900		
87	296,800	383,300	426,100		
88	297,800	384,600	427,100		
89	298,900	385,800	428,200		
90	300,000	387,100	429,200		
91	301,100	388,200	430,200		
92	302,100	389,400	431,200		
93	302,600	390,600	432,100		
94	303,600	391,700	432,900		
95	304,700	392,900	433,700		
96	305,900	394,100	434,500		
97	306,900	395,500	435,300		
98	308,000	396,500	435,700		
99	309,000	397,500	436,100		
100	310,000	398,500	436,500		
101	310,800	399,400	436,900		
102	311,900	400,400	437,200		
103	312,900	401,500	437,500		
104	313,900	402,600	437,700		
105	314,500	403,300	438,000		
106	315,400	404,200	438,300		
107	316,200	405,100	438,600		
108	317,000	406,000	438,800		
109	317,700	406,800	439,000		
110	318,100	407,700	439,300		
111	318,500	408,500	439,600		
112	319,000	409,300	439,800		
113	319,500	409,900	440,000		
114	319,900	410,600	440,300		
115	320,400	411,300	440,600		
116	320,800	412,000	440,800		
117	321,300	412,600	441,000		
118	321,800	413,100			
119	322,200	413,500			
120	322,700	413,900			
121	323,200	414,200			
122	323,600	414,500			
123	324,100	414,800			
124	324,600	415,000			
125	325,200	415,200			
126	325,500	415,500			
127	325,800	415,800			
128	326,100	416,000			

	129	326,300	416,200			
	130	326,600	416,500			
	131	326,900	416,800			
	132	327,200	417,000			
	133	327,400	417,200			
	134	327,600	417,500			
	135	327,800	417,800			
	136	328,100	418,000			
	137	328,400	418,200			
	138	328,600	418,500			
	139	328,900	418,800			
	140	329,200	419,000			
	141	329,400	419,200			
	142	329,600	419,500			
	143	329,900	419,800			
	144	330,100	420,000			
	145	330,400	420,200			
	146	330,600				
	147	330,900				
	148	331,200				
	149	331,400				
	150	331,600				
	151	331,900				
	152	332,200				
	153	332,400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		237,900	278,200	306,900	335,100	419,500

備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

85	292, 500	359, 200	409, 300	424, 000
86	293, 300	360, 800	410, 100	424, 400
87	294, 000	362, 300	410, 800	424, 800
88	294, 800	363, 800	411, 500	425, 100
89	295, 700	365, 100	412, 100	425, 400
90	296, 600	366, 400	412, 800	425, 700
91	297, 500	367, 700	413, 300	426, 000
92	298, 200	369, 100	414, 000	426, 200
93	298, 500	370, 500	414, 400	426, 400
94	299, 200	371, 800	414, 800	426, 700
95	299, 900	373, 000	415, 100	427, 000
96	300, 600	374, 100	415, 400	427, 200
97	301, 300	375, 100	415, 600	427, 400
98	302, 100	376, 100	415, 900	427, 700
99	302, 900	377, 100	416, 200	428, 000
100	303, 600	378, 000	416, 400	428, 200
101	304, 300	378, 800	416, 600	428, 400
102	304, 700	379, 800	416, 900	
103	305, 100	380, 700	417, 200	
104	305, 500	381, 600	417, 400	
105	305, 700	382, 400	417, 600	
106	306, 000	383, 300	417, 900	
107	306, 300	384, 200	418, 200	
108	306, 500	385, 100	418, 400	
109	306, 700	385, 900	418, 600	
110	306, 900	386, 900	418, 900	
111	307, 200	387, 800	419, 200	
112	307, 500	388, 700	419, 400	
113	307, 700	389, 300	419, 600	
114	307, 900	390, 200	419, 900	
115	308, 100	391, 100	420, 200	
116	308, 400	392, 000	420, 400	
117	308, 700	392, 800	420, 600	
118	308, 900	393, 500		
119	309, 200	394, 300		
120	309, 500	395, 100		
121	309, 700	395, 700		
122	309, 900	396, 500		
123	310, 100	397, 200		
124	310, 400	397, 900		
125	310, 700	398, 500		
126		399, 200		
127		399, 700		
128		400, 300		

	129		401,000			
	130		401,600			
	131		402,100			
	132		402,600			
	133		402,900			
	134		403,200			
	135		403,500			
	136		403,800			
	137		404,100			
	138		404,400			
	139		404,700			
	140		405,000			
	141		405,300			
	142		405,600			
	143		405,900			
	144		406,200			
	145		406,400			
	146		406,700			
	147		407,000			
	148		407,200			
	149		407,400			
	150		407,700			
	151		408,000			
	152		408,200			
	153		408,400			
	154		408,700			
	155		409,000			
	156		409,200			
	157		409,400			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円		円	円	円	円
	229,100		275,000	302,000	328,400	409,500

備考 (一)
(二)

この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

	85	249,800	293,400	329,000	391,300	
	86		293,600	329,400		
	87		293,800	329,600		
	88		294,000	329,900		
	89		294,400	330,300		
	90		294,600	330,700		
	91		294,800	331,100		
	92		295,000	331,500		
	93		295,400	331,800		
	94		295,600	332,000		
	95		295,800	332,400		
	96		296,100	332,700		
	97		296,400	332,900		
	98		296,600	333,200		
	99		296,800	333,500		
	100		297,100	333,800		
	101		297,400	334,000		
	102		297,600	334,300		
	103		297,800	334,700		
	104		298,100	334,900		
	105		298,400	335,100		
	106			335,300		
	107			335,700		
	108			335,900		
	109			336,100		
	110			336,500		
	111			336,900		
	112			337,300		
	113			337,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		192,600	219,200	247,400	286,000	326,800

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

85	249,300	296,100	343,000	381,600	394,900	414,200
86	249,700	296,400	343,400	382,100	395,200	
87	250,100	296,700	343,900	382,500	395,500	
88	250,500	297,000	344,300	382,900	395,700	
89	250,900	297,300	344,600	383,300	395,900	
90	251,400	297,700	345,000	383,800	396,200	
91	251,700	298,000	345,500	384,200	396,500	
92	252,000	298,400	345,900	384,600	396,700	
93	252,300	298,600	346,100	384,900	396,900	
94		298,800	346,500			
95		299,100	347,000			
96		299,500	347,400			
97		299,700	347,600			
98		300,000	348,000			
99		300,400	348,400			
100		300,800	348,700			
101		301,000	349,000			
102		301,300	349,400			
103		301,700	349,800			
104		302,000	350,200			
105		302,200	350,700			
106		302,500	351,100			
107		302,900	351,500			
108		303,200	351,900			
109		303,400	352,400			
110		303,800	352,800			
111		304,200	353,100			
112		304,500	353,400			
113		304,700	353,900			
114		304,900				
115		305,200				
116		305,600				
117		305,800				
118		306,000				
119		306,300				
120		306,600				
121		307,000				
122		307,200				
123		307,500				
124		307,800				
125		308,100				
定年 前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円 191,600	円 219,100	円 259,100	円 278,500	円 293,600
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。						円 319,100

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当)	(期末手当)
第二十二条 (略)	第二十二条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十一・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十一、十二月に支給する場合においては百分の百二十一・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3 一・四 (略)	3 一・四 (略)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。
4 一・六 (略)	4 一・六 (略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第二十四条 (略)	第二十四条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額	一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額
二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五を乗じて得た額の総額	二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額
3 一・五 (略)	3 一・五 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「新条例」という。）の別表第一から別表第四までの規定は令和五年四月一日から、新条例第二十二条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
(令和五年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 令和五年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「県委員会」

という。」が三重県人事委員会（以下この項、次項及び附則第六項において「人事委員会」という。）と協議して定める職員の、新条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。

（施行日から令和六年三月三十日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和六年三月三十日までの間において、新条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 新条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

6 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年十一月二十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十六号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第六条（略） 2 期末手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4（略）	（期末手当） 第六条（略） 2 期末手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3・4（略）

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（目的） 第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の一第一項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の一第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法について定めるこ	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（目的） 第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の一第一項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の一第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的と

とを目的とする。 (期末手当)	する。 (期末手当)
第六条 (略) 2 期末手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十一・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。	第六条 (略) 2 期末手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略) (勤勉手当)	3・4 (略)
第七条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く)に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く)についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、第二条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額(以下この項において「勤勉手当基礎額」という。)に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に百分の百二十一・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前条第三項の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。	第七条 (略)
第八条 (略)	

附 則

(施行期日等)

- この条例のうち、第一条及び次項から附則第四項までの規定は公布の日から、第二条及び附則第五項の規定は令和六年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定(次項において「新条例の規定」という。)は、令和五年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

- 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

- 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年三重県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十年三重県条例第十号)第十二条の	(減給の効果) 第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令日に受ける給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十年三重県条例第十号)第十二条の

二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二条の一第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第二号）第二条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減する額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。

二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第二十二条の一第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）第三条第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第二号）第二条第二項から第五項までの規定による報酬に限る。）の額の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会